

令和 2 年 4 月 23 日

自治会長 各位

袋井市協働まちづくり課長 富山正俊

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針の改定について

日頃から、市政運営及び自治会活動につきまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されたことから、4月23日に「本市新型コロナウイルス感染症対策本部基本方針」を別添のとおり改定しましたのでお知らせします。

<自治会及び自治会連合会の会議等について>

- ・自治会や自治会連合会の会議等については、原則、延期または中止とし、やむを得ず実施する場合は、3つの密（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発生が行われる、という3つの条件）を避け、適切な感染予防対策を講じて実施することとする。

全国的に感染者が増加している中、自治会活動（班長会議など）の実施について、不安を感じている方もおられますので、国や県の方針に基づき、5月6日までに予定している会議等については、延期または中止を基本としてください。

なお、4月末にお届けします広報ふくろいなどの配布につきましては、会議にかえて配布場所や時間帯などを設定し、班長さんに取りに来ていただくなど、公会堂に一度に多くの方が集まるのを避けるよう工夫をお願いします。

※今回の基本方針については、5月6日（水）までのものとし、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。

（ 担当 協働まちづくり課コミュニティ推進室
電話 44-3107（直通） ）

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定
令和2年4月17日改定
令和2年4月23日改定

4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されたことから、第7回本部員会議により、基本方針を次のとおり改定します。

本市においては、4月25日から5月6日までの大型連休における感染拡大防止のため、市内の飲食店や遊興施設などに休業を要請することとします。市民の皆様には、ゴールデンウィークが終わるまでの間、外出自粛等への全面的な協力をお願いします。

1 市民への呼びかけについて

(1) 全ての市民の皆さんに、不要不急な外出自粛を要請する。

また、緊急事態宣言が全国に拡大されたことにより、特に都道府県をまたいだ不要不急の移動は、特段の用事がない限り避けるよう、若者を含め、全ての市民に呼びかける。

(2) 県外から本市に帰省や訪問された方は、既に感染している可能性が否定できないことから、周囲との接触機会を減らすよう呼びかけるとともに、県外からの帰省や訪問はできるだけ避けていただくよう呼びかける。

(3) ①密閉（換気の悪い密閉空間）、②密集（人が密集している）③密接（近距離での会話や発声が行われる）の3つの密を防ぐことを要請する。

(4) 咳エチケットや手洗い等の励行等、個人でも感染予防対策を徹底する。

(5) 自治会や自治会連合会の会議等については、原則、延期または中止とし、やむを得ず実施する場合は「3つの密」を避け、感染予防対策を講じて実施することとする。

2 イベント等の開催について

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とする。民間団体が主催するものについては、袋井市の意向を伝え、自粛を要請する。

3 感染予防対策の実施について（以下、「感染予防対策」とする。）

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。

イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。

ウ 換気を十分に行う。

エ 多くの人々が密集することのないようにする。

オ 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

（ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等）

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。

また、3の感染予防対策の実施に加えて、風邪症状等体調の悪い人への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進を要請する。

さらに、緊急事態宣言の発令に伴い、「3つの密」が揃いやすい食堂、居酒屋、レストランなどの飲食店のほか、パチンコ店、カラオケボックスなどの遊興施設を対象に4月25日（土）から5月6日（水）までの間、休業を要請し、これに応じた事業者には、別途定める協力金を支払うものとする。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

- ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全小中学校を臨時休業とする。
- イ 保護者が仕事等のため、児童が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、小学校において放課後児童クラブまでの時間、自習体制ができるようにする。
- ウ 児童生徒の健康観察、生活、学習状況の確認のため、各校で感染予防に十分配慮した上で、登校日等を設定して対応する。
- エ 中学校の部活動は、休業中は中止とする。

(2) 放課後児童クラブについて

- ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全クラブを臨時休業とする。
- イ 保護者が仕事等のため、児童が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午後2時から午後6時15分まで受入れを行う。

(3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

- ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全公立園を臨時休業とする。
- イ 保護者が仕事等のため、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午前7時15分から午後7時まで受入れを行う。
- ウ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

- ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全公立園を臨時休業とする。
- イ 保護者が仕事等のため、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午前8時30分から午後2時まで受入れを行う。
- ウ 預かり保育についても、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、通常の預かり保育（午後2時から午後5時まで）及び朝夕の延長預かり保育（午前7時30分から午前8時30分までと午後5時から午後6時まで）の受入れを行う。

エ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

ア 4月14日(火)から5月10日(日)までの間、給食を中止する。

イ やむを得ず、小学校の自習に参加する場合は、弁当を持参する。

ウ やむを得ず、保育所、幼稚園及び認定こども園へ登園する場合は、弁当、おやつを持参する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

4月14日(火)から5月10日(日)まで、臨時休業とする。

(7) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

ア 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館は、4月20日(月)から5月6日(水)まで、臨時休館とする。

ただし、袋井図書館及び浅羽図書館における事前予約図書の貸出しに限り、月曜日を除く午前9時30分から午後5時30分まで対応する。

イ 澤野医院記念館については、4月18日(土)から当分の間、臨時休館とする。

6 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンター等について

不特定多数が利用するコミュニティセンター等は、4月25日(土)から5月6日(水)まで、貸館業務のみ休止とする。

(2) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の市内体育施設等は、5月10日(日)まで、臨時休館とする。

(3) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど、密集を避けるよう呼びかける。

7 この基本方針については、令和2年5月6日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。